

令和2年5月27日

取引先各位

札幌みらい中央青果株式会社
代表取締役社長 高橋 守

せり取引の一部再開について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より当社の販売事業につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、新型コロナウイルス感染防止のため、令和2年4月20日より実施している取引方法の変更（せり取引を相対取引に変更）に伴い、相対取引で行われている下記の品目について、せり取引を再開いたします。

今後も引き続きせり取引の再開に向けて、開設者をはじめ関係団体とも協議を進めておりますので、何卒、ご理解ご協力のほどよろしく申し上げます。

尚、せり取引以外は相対取引を行うなど通常取引となっておりますので、引き続きご出荷いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 再開日時及び対象品目 ①令和2年6月1日（月）実施品目
（野菜）長いも、きゃべつ、はくさい、梅、ほうれんそう、
小松菜、ねぎ、とうもろこし
（果実）府県産夏果実
北海道産メロン・かんろ・すいか・さくらんぼ

②せり開始時間

7時00分（上記①の全品目）

2. 別 添 開設者からの通知文書

以 上